

箱根町地域防災計画

(令和8年4月修正)

箱根町防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的及び性格等	3
1. 計画の目的	3
2. 計画の構成	3
3. 計画の内容	3
4. 計画の方針	4
5. 計画の性格	4
第2章 防災面からみた箱根町の特性	5
1. 人口、位置、面積等	5
2. 気象条件	5
3. 地形・地質条件	5
4. 災害履歴	6
5. 災害特性	9
6. 防災力等の概況	10
第3章 防災ビジョン	17
1. 計画の基本理念－箱根町がめざす「安全・安心なまち」－	17
2. 計画の前提－想定する被害程度－	19
3. 計画の目標	23
4. 対策の体系	26
第4章 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	29
1. 箱根町の処理すべき事務又は業務の大綱	29
2. 神奈川県組織の出先機関の処理すべき事務又は業務の大綱	29
3. 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱	30
4. 指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱	31
5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱	31
6. 自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱	32
7. 町民及び企業の責務	32
第5章 計画の運用等	34
1. 平常時の運用	34
2. 発災時の運用	35
3. 計画の修正	35
4. 計画の周知	35

第2編 震災対策計画

第1章 災害予防計画	39
第1節 災害予防計画の基本方針	41
第2節 各課の災害予防事務	43
第3節 地盤振動災害・地盤の液状化災害の予防	45
第4節 土砂災害の予防	50

第5節	地震火災の予防	51
第6節	要配慮者対策	54
第7節	観光客及び帰宅困難者対策	60
第8節	防災資源の発掘と活性化	63
第9節	防災教育	67
第10節	防災訓練	72
第11節	防災資機材の整備点検	76
第12節	災害対策本部体制等の整備	77
第13節	動員体制の整備	80
第14節	情報管理体制の整備	81
第15節	情報通信手段等の整備	83
第16節	広報体制の整備	85
第17節	救出体制の整備	87
第18節	消防活動体制の整備	89
第19節	避難活動体制の整備	90
第20節	重要道路確保体制の整備	93
第21節	医療救護体制の整備	95
第22節	緊急輸送体制の整備	97
第23節	給水体制の整備	99
第24節	食糧供給体制の整備	101
第25節	生活物資供給体制の整備	103
第26節	災害救助法等への習熟	105
第27節	ボランティアとの連携体制等の整備	106
第28節	ごみ・し尿処理体制の整備	109
第29節	防疫及び保健衛生体制の整備	112
第30節	地震防災緊急事業及び緊急防災基盤整備事業の推進	113
第31節	神奈川県西部地震対策の推進	116
第2章	災害応急対策計画	119
第2.1章	初動対応期(人命安全確保期)	121
第1節	初動対応期の活動一覧表及び分掌事務	123
第2節	初動活動体制の確立及び重要事項の決定	132
第3節	動員配備	144
第4節	初動対応期の情報管理	146
第5節	情報通信体制の確立	151
第6節	初動対応期の広報	154
第7節	救出活動	160
第8節	消防活動	163
第9節	避難指示、避難所の開設等	166
第10節	自衛隊の派遣要請	174
第11節	広域応援体制	179
第12節	重要道路の緊急確保	182
第13節	医療救護	185
第14節	行方不明者・遺体の搜索、収容、処理、埋葬	189
第15節	緊急輸送体制の確立	192
第16節	応急給水体制の確立	196
第17節	緊急食糧供給体制の確立	199
第18節	緊急生活物資供給体制の確立	203
第19節	二次災害の防止	206

第2.2章	救援期	211
第1節	救援期の事務分掌	213
第2節	救援期の情報管理	219
第3節	救援期の広報	224
第4節	災害救助法の適用申請と運用	229
第5節	避難所の運営	241
第6節	ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等	244
第7節	生活道路の確保	250
第8節	災害廃棄物、生活ごみの処理	251
第9節	し尿の処理、下水道被害への対応	257
第10節	防疫及び保健衛生	260
第11節	住宅の応急修理、建設相談所の開設	263
第12節	住宅の障害物の除去	265
第13節	応急仮設住宅の供与、公営住宅等のあっせん	267
第14節	文教対策	270
第15節	義援金品の受付、配分	273
第16節	災害警備	275
第17節	通信、電力、ガスの応急復旧等	277
第3章	災害復旧・復興計画	279
第1節	災害町民相談	281
第2節	被災者のメンタルケア	282
第3節	公共施設の災害復旧及び激甚災害の指定促進	283
第4節	災害復旧に伴う財政援助の確保	284
第5節	民間施設等の災害復旧資金対策	287
第6節	災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給等	288
第7節	町税の減免	291
第8節	災害復興の基本方針	292
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	295
第1節	南海トラフに関する情報	297
第2節	防災対応	301
第3節	南海トラフ地震臨時情報に関する情報の伝達	307
第4節	地震防災応急対策等に係る措置に関する事項	310
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画	315
第6節	大規模な地震に係る防災訓練計画	316
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	317

第3編 風水害対策計画

第1章	災害予防計画	321
第1節	災害予防計画の基本方針	323
第2節	各課の災害予防事務	325
第3節	台風・大雨による浸水の予防	326
第4節	土砂災害の予防	329
第5節	要配慮者対策	337
第6節	観光客及び帰宅困難者対策	338
第7節	防災資源の発掘と活性化	338
第8節	防災教育	338

第9節	防災訓練	338
第10節	防災資機材の整備点検	339
第11節	災害対策本部体制等の整備	339
第12節	動員体制の整備	339
第13節	避難活動体制の整備	340
第14節	気象注意報・警報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備	342
第15節	情報管理体制の整備	344
第16節	情報通信手段等の整備	345
第17節	広報体制の整備	345
第18節	救出体制の整備	346
第19節	消防活動体制の整備	348
第20節	重要道路確保体制の整備	349
第21節	医療救護体制の整備	349
第22節	緊急輸送体制の整備	349
第23節	給水体制の整備	350
第24節	食糧供給体制の整備	350
第25節	生活物資供給体制の整備	350
第26節	災害救助法等への習熟	351
第27節	ボランティアとの連携体制等の整備	351
第28節	ごみ・し尿処理体制の整備	351
第29節	防疫及び保健衛生体制の整備	352
第2章	災害応急対策計画	353
第2.1章	警戒避難活動期(人命安全確保期)	355
第1節	警戒避難活動期の活動一覧表及び分掌事務	357
第2節	警戒避難体制の確立及び重要事項の決定	364
第3節	動員配備	373
第4節	避難指示、避難所の開設等	376
第5節	気象予報及び降雨情報等の収集伝達	381
第6節	警戒避難活動期の情報管理	390
第7節	情報通信体制の確立	395
第8節	警戒避難活動期の広報	396
第9節	救出活動	400
第10節	水防活動	402
第11節	自衛隊の派遣要請	407
第12節	広域応援要請	407
第13節	重要道路の緊急確保	407
第14節	医療救護	408
第15節	行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬	408
第16節	緊急輸送体制の確立	408
第17節	応急給水体制の確立	409
第18節	緊急食糧供給体制の確立	409
第19節	緊急生活物資供給体制の確立	409
第2.2章	救援期	411
第1節	救援期の分掌事務	413
第2節	救援期の情報管理	418
第3節	救援期の広報	419
第4節	災害救助法の適用申請と運用	421
第5節	避難所の運営	421

第6節	ボランティアとの連携、賃金職員等の雇用等	421
第7節	生活道路の確保	421
第8節	災害廃棄物、生活ごみの処理	422
第9節	し尿の処理	422
第10節	防疫及び保健衛生	422
第11節	住宅の応急修理、建設相談所の開設	422
第12節	住宅の障害物の除去	423
第13節	応急仮設住宅の供与、公営住宅等のあっせん	423
第14節	文教対策	423
第15節	義援金品の受付、配分	423
第16節	災害警備	424
第17節	通信、電力、ガスの応急復旧等	424
第3章	災害復旧・復興計画	425
第1節	災害町民相談	427
第2節	被災者のメンタルケア	427
第3節	公共施設の災害復旧及び激甚災害の指定促進	427
第4節	災害復旧に伴う財政援助の確保	427
第5節	民間施設等の災害復旧資金対策	428
第6節	災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給	428
第7節	町税の減免	428
第8節	災害復興の基本方針	428

第4編 雪害対策計画

第1章	災害予防計画	431
第1節	凍結・降雪のおそれのある期間中の凍・雪害対策本部の設置	433
第2節	要配慮者対策	433
第3節	観光客及び帰宅困難者対策	433
第4節	防災資源の発掘と活性化	433
第5節	防災教育	433
第6節	防災訓練	433
第7節	防災資機材の整備・備蓄	434
第8節	災害対策本部体制等の整備	434
第9節	動員体制の整備	434
第10節	避難活動体制の整備	434
第11節	気象注意報・警報及び降雪情報等の収集体制の整備	434
第12節	情報管理体制の整備	434
第13節	情報通信手段等の整備	435
第14節	広報体制の整備	435
第15節	救出体制の整備	435
第16節	消防活動体制の整備	435
第17節	重要道路確保体制の整備	435
第18節	医療救護体制の整備	435
第19節	緊急輸送体制の整備	436
第20節	給水体制の整備	436
第21節	食糧供給体制の整備	436
第22節	生活物資供給体制の整備	436
第23節	災害救助法等への習熟	436

第24節	ボランティアとの連携体制等の整備	436
第25節	ごみ・し尿処理体制の整備	437
第26節	防疫及び保健衛生体制の整備	437
第2章	災害応急対策計画	438
第1節	凍結・降雪状況の収集	441
第2節	通信手段の確保	441
第3節	凍・雪害対策本部体制の確立・強化	441
第4節	凍結防止及び除雪作業の実施	442
第5節	災害対策本部体制の確立と活動	442
第3章	災害復旧・復興計画	447
第1節	災害町民相談	447
第2節	被災者のメンタルケア	447
第3節	公共施設の災害復旧及び激甚災害の指定促進	447
第4節	災害復旧に伴う財政援助の確保	447
第5節	民間施設等の災害復旧資金対策	447
第6節	災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給	448
第7節	町税の減免	448
第8節	災害復興の基本方針	448

第5編 特殊災害対策計画

第1章	火山災害対策	451
第1節	災害予防計画	451
第2節	災害応急対策計画	461
第2章	林野火災対策	465
第1節	災害予防計画	465
第2節	災害応急対策計画	466
第3章	その他の災害に共通する対策	468
第1節	災害予防計画	468
第2節	災害応急対策計画	468
第4章	消防計画	471
第1節	消防予防計画	471
第2節	消防応急対策計画	472